

三 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十四号）

改正案	現行
<p>（評価の特例）</p> <p>第五条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前三条の規定にかかわらず、時価を付さなければならぬ。</p> <p>一 証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。次条第一項第二号において同じ。）に上場されている有価証券（同法第八十八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質</p>	<p>（評価の特例）</p> <p>第五条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前三条の規定にかかわらず、時価を付さなければならぬ。</p> <p>一 証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。次条第一項第二号において同じ。）に上場されている有価証券（同法第八十八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 証券取引法第一条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十一項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質</p>

を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(特定取引)

第五条の二 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（同条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

五・六 (略)

2 法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）

四～七 (略)

八 有価証券先渡取引（証券取引法第二条第二十四項に規定する有

を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(特定取引)

第五条の二 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（同条第九項に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

五・六 (略)

2 法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 有価証券先物取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）

四～七 (略)

八 有価証券先渡取引（証券取引法第二条第二十一項に規定する有

価証券先渡取引をいう。以下同じ。）

九～十一（略）

十二 金融先物取引等（金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）

十三～十九（略）

（資産運用報告書の記載事項）

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一～十八（略）

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における証券会社又は証券仲介業者（証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

二十～二十四（略）

（外貨建資産等の会計処理）

第六十六条（略）

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもって表示される有価証

価証券先渡取引をいう。以下同じ。）

九～十一（略）

十二 金融先物取引等（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）

十三～十九（略）

（資産運用報告書の記載事項）

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一～十八（略）

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における証券会社である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

二十～二十四（略）

（外貨建資産等の会計処理）

第六十六条（略）

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもって表示される有価証

券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。